

消防用設備等技術基準

(設 備 編 2 0 1 0)

監修 名古屋市消防局予防部指導課

社団法人愛知県建築士事務所協会名古屋支部

消防用設備等技術基準（設備編）

- 第 1 屋内消火栓設備
- 第 2 スプリンクラー設備
- 第 3 水噴霧消火設備
- 第 4 泡消火設備
- 第 5 不活性ガス消火設備
- 第 6 ハロゲン化物消火設備
- 第 7 粉末消火設備
- 第 8 屋外消火栓設備
- 第 9 動力消防ポンプ
- 第 10 自動火災報知設備
- 第 11 ガス漏れ火災警報設備
- 第 12 漏電火災警報器
- 第 13 消防機関へ通報する火災報知設備
- 第 14 非常警報設備
- 第 15 避難器具
- 第 16 誘導灯
- 第 17 消防用水
- 第 18 排煙設備
- 第 19 連結散水設備
- 第 20 連結送水管
- 第 21 非常コンセント設備
- 第 22 無線通信補助設備
- 第 23 非常電源
- 第 24 採水口
- 第 25 簡易自動消火装置の性能及び設置基準
- 第 26 資 料

（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）

第1 屋内消火栓設備

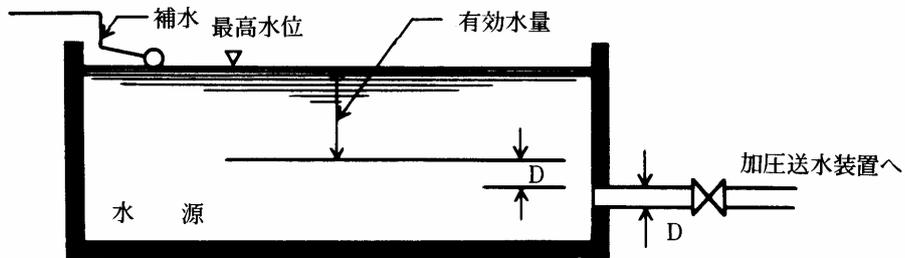
1 水源

水源は、消防用設備等専用（自然水利を除く。）とし、常時必要水量を確保すること。水源（自然水利を除く。）には、減水した場合、自動的に補水できる措置を講ずること。

水源として自然水利を用いるものは、砂、泥、塵芥等の異物が混入しないよう、取水部分にろ過装置を設けること。

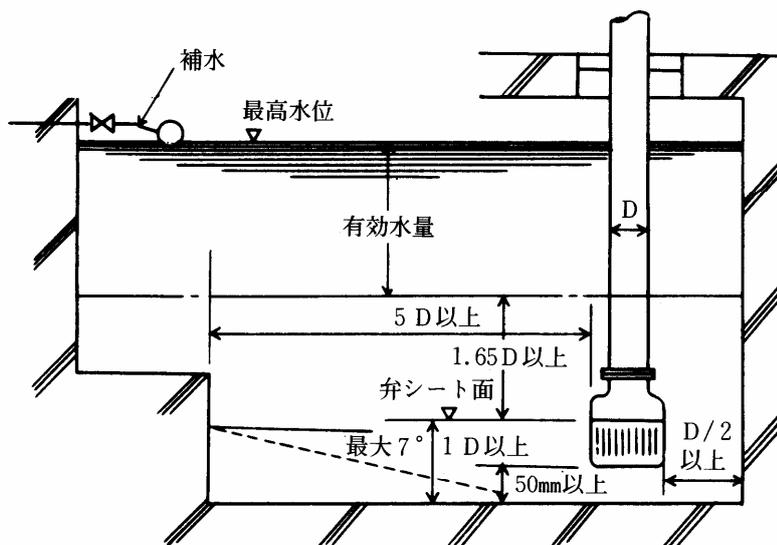
水源の有効水量は、次のア又はイによること。

ア 地上式のものにあつては、給水可能な最高水位から吸水配管上部に当該配管の直径 D 以上の高さを除いた水位までの水量とすること。（第1-1図参照）ただし、加圧送水装置が最高水位よりも上部に設けられるものにあつては、次のイの例によること。



第1-1図

イ 地下式水槽の場合は、当該吸水管の直径を D としたとき、フート弁の弁シート面より $1.65D$ 上部又は連通管の下部の位置のうち、いずれか高い位置から最高水位までの水量とすること。（第1-2図、第1-3図）



第1-2図（サクシオンピットのある場合）

第 16 誘導灯

1 設置に関する基準の細目

「誘導灯及び誘導標識の設置・維持ガイドライン」（平成 11 年 12 月 10 日付け、11 消導第 192 号の 2。以下「ガイドライン」という。別紙参照。）で定める居室とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のため継続的に使用する室及びこれらに類する室をいい、主要な避難口とは、規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ及びロに規定する出入口をいう。

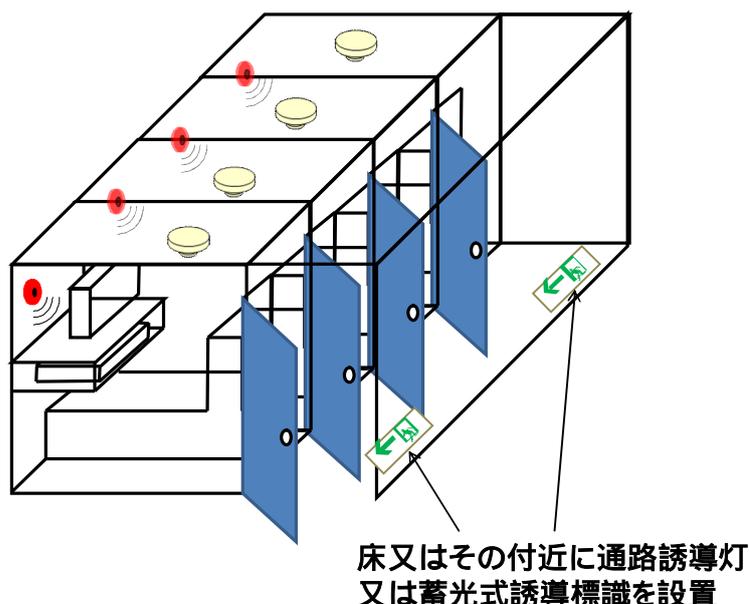
2 設置要領

避難口誘導灯

直通階段への出入口に附室が設けられ、附室内に複数の出入口がある場合は、当該直通階段への出入口に C 級の避難口誘導灯を設けること。

(2) 通路誘導灯

令別表第 1(2)項二、(16)項イ、(16 の 2)項及び(16 の 3)項に掲げる防火対象物（(16)項イ、(16 の 2)項及び(16 の 3)項に掲げる防火対象物については、同表(2)項二に掲げる防火対象物の用途に供する部分に限る。）に設ける通路誘導灯（階段及び傾斜路に設けるものを除く。）については、床面又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。ただし「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成 11 年消防庁告示第 2 号。以下「2 号告示」という。）第 3 の 2 に示す基準に従い蓄光式誘導標識を設けた場合はこの限りでない。なお、蓄光式誘導標識の設置例図を次に示す。



**排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する
消防の用に供する設備等に関する省令（平成21年 総務省令第88号）**

（趣旨）

第一条 この省令は、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第29条の4第1項の規定に基づき、排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等（同項に規定するものをいう。次条において同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（排煙設備に代えて用いることができる加圧防排煙設備）

第二条 次の各号に適合する防火対象物又はその部分において、令第28条の規定により設置し、及び維持しなければならない排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、加圧防排煙設備（消防隊による活動を支援するために、火災が発生した場合に生ずる煙を有効に排除し、かつ、給気により加圧することによって、当該活動の拠点となる室への煙の侵入を防ぐことのできる設備であって、排煙口、給気口、給気機等により構成されるものをいう。以下同じ。）とする。

- 一 令別表第1(四)項又は(十三)項イに掲げる防火対象物（同表(十三)項イに掲げる防火対象物にあっては、昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のものを除く。）の地階又は無窓階で、床面積が千平方メートル以上のものであること。
 - 二 主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）が、耐火構造（同条第7号に規定する耐火構造をいう。）であること。
 - 三 吹抜きとなっている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分については、当該部分とその他の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）とが準耐火構造（法第2条第7号の2に規定する準耐火構造をいう。）の床若しくは壁又は防火設備（同条第9号の2に規定する防火設備をいう。）で区画されていること。
 - 四 スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式のものを除く。）不活性ガス消火設備（移動式のものを除く。）ハロゲン化物消火設備（移動式のものを除く。）又は粉末消火設備（移動式のものを除く。）が令第12条、令第13条、令第14条、令第15条（第2号及び第3号除く。）令第16条（第3号を除く。）令第17条（第2号を除く。）若しくは令第18条（第2号を除く。）に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。
- 2 前項に定める加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。
- 一 加圧防排煙設備には、手動起動装置を設けること。
 - 二 加圧防排煙設備の排煙口、排煙用の風道その他煙に接する部分は、煙の熱及び成分によりその機能に支障を生ずるおそれのない材料で造ること。
 - 三 加圧防排煙設備には、非常電源を附置すること。
- 3 前項にさだめるもののほか、加圧防排煙設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものでなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。